

モロッコの多党制

—その特質と要因—

The Pluralism Party System in Morocco: Its Feature and Factor

松本 弘

Hiroshi MATSUMOTO

Abstract

According to the classification of political party system by Giovanni Sartori, the case of Morocco is equivalent to the polarized pluralism that the number of relevant party is more than five or six. In the Middle East, Lebanon, Iraq and Israel also belong to the polarized pluralism. Although these three cases have a clear factor for that each, there is no clear factor in the Moroccan case. Historically, many works on the Moroccan politics have paid attentions to the aspect of authoritarianism in the monarchy. On the extension of this evaluation, the polarized pluralism is understood the result of artificiality by the king and government such as the creation of new parties, split of parties, electoral system and gerrymandering in the general elections. However, I have doubts on this view. I research the details of results of four times general elections from 2002 to 2016. The results of same constituency in each general election are much different. Thus, there is no point in common showing marks of the artificiality by king and government. It is impossible that the king and government introduce the results of general election to the polarized pluralism artificially. Furthermore, the electoral system of Morocco is not strong factor for the pluralism party system and the results of general elections are still the polarized pluralism excluding the seats of new parties and small parties. Therefore, the voting behavior of Moroccans is the main factor for the polarized pluralism party system in Morocco.

1、問題の所在

政党制の分類に関して、最もよく知られたもののひとつにサルトーリによる分類がある。サルトーリは政党制を、競合的システムにおける分極的多党制・限定的多党制・二党制・一党優位政党制、非競合的システムにおける一党制・ヘゲモニー政党制に分類する。多党制は複数の政党が競合するシステムであり、影響力の大きい有意政党 (relevant party) が5もしくは6以上あれば分極的、3～5であれば限定的と分類される。[サルトーリ 2000: 227-323] これを用いた場合、モロッコの事例は分極的多党制に相当する。中東諸

国では、ほかにも分極的多党制に相当する国としてレバノン、イラク、イスラエルがある。しかし、これら3カ国には多党制を形成する明確な理由があるのに対し、モロッコにはそれが無い。

レバノンが多党制となる理由は、その宗派制度にある。周知のように、レバノンはキリスト教7宗派、イスラーム4宗派に議会の議席を配分する制度をとっている。レバノン議会(定数128議席、キリスト教とイスラームが64議席ずつ)の選挙制度は中選挙区(注1)完全連記制で、定数2～10の選挙区ごとに住民構成による宗派の議席配分が行なわれ

る。政党の多くも宗派ごとに設立されているが、選挙は宗派間で争うのではなく、それら宗派を横断するかたちで形成される政党連合によって争われる。異なる宗派を基盤とする政党が連合し、同様に形成された他の政党連合と選挙を争う。それゆえ、どの政党連合が勝利しようと、政党ごとの獲得議席はいずれも少数にとどまり、つねに分極的多党制となる。

イラク議会（定数 328 議席）の選挙制度は中選挙区比例代表制で、各州を定数 7～69 の選挙区として行なわれる。イラクのエスニック・グループであるアラブ人シーア派、アラブ人スンナ派、クルド人ごとに多くの政党が存在する。政党数が多いため、イラクでも政党連合が選挙の主体となるが、レバノンとは異なり、政党連合は各エスニック・グループ内で形成される。選挙はエスニック・グループ間の争いとなるため、政党連合の構成はレバノンほど流動的ではなく、政党連合の多くがほぼ単一政党としての役割を果たす。それでも、エスニック・グループごとの票が複数の政党連合や政党に分かれるため、選挙結果は分極的多党制となる。

イスラエル議会（定数 120 議席）の選挙制度は、大選挙区比例代表制だが、政党が議席を獲得するために必要な最低得票率である阻止条項（足切り率）が、2%と非常に低い（1988年までは1%、2003年までは1.5%）。一般に比例代表制のみによる選挙では、小党乱立を防ぐために5%程度の足切り率が設定される。イスラエルではそれが低いため、選挙結果はつねに分極的多党制となる。1948年の建国以来、過半数の議席を獲得した政党はなく、すべての政権が連立内閣となっている。小党に極めて有利な選挙制度を維持する理由は、移民国家ゆえに少数意見（小党）を排除

しないことを大原則としているためといわれる。

これらに対し、モロッコには多党制となるはつきりとした理由を見いだせない。詳細は後述するが、モロッコの総選挙にはレバノン、イスラエルのような制度的要因や、イラクのような政治状況に関わる大きな特徴がない。にもかかわらず、1997年から2016年までの計5回のモロッコ総選挙では、議会定数 325～395 に対して第一党の獲得議席は 50～125 にとどまり、分極的多党制が続いている。無論、その理由に関しては、これまでの研究においてさまざまな指摘や評価が行なわれている。それらは選挙制度（中選挙区比例代表制）、低い投票率（政治的無関心）、国王の権力や影響力、脆弱な政党や議会政治、選挙に対する国王や政府による操作（新党の設立やゲリマンダリング）などである。これらの議論は、特に1996年の憲法改正以降、モロッコの民主化の側面と権威主義の側面の双方に関わる考察のなかで展開されてきた。

しかし、筆者はモロッコで分極的多党制が生じる理由として論じられている、上記のような既存の指摘や評価に疑義を抱いている。国王の権力を中心としたモロッコの権威主義に関わる議論では、国王による「分断支配」と「調停」がキータームとなっている。これは、国王が国王に対抗する勢力に内部分裂を生じさせたり、新たに国王支持の勢力を形成したりして、多くの政治アクターを存在させ、アクター間の対立や連携に国王が調停者として関与することによって、その権力や体制を維持しているというものである。モロッコの政治史や政治状況全般に関する特徴として、この「分断支配」は確かに存在する。そして、選挙に参加する政党にもまた「分断支配」が及んでいることも事実である。それゆ

え、分極的多党制という総選挙結果も、国王による「分断支配」の一環であると一般に考えられている。

ブルームバーグは、政権と社会の間に距離を置いて競争や不調和の余地を残し、そこに野党勢力間の対立や官民の競争などを生じさせて権力の維持を図る政治体制を「自由化された専制」(liberalized autocracy)と呼び、モロッコもこれに該当するとしている。[Brumberg 2003: 40]。また、選挙やそのほかの政治的競合が存在しながら、権威主義体制が続く事例を、「選挙権威主義」(electoral authoritarianism) または「競争的権威主義」(competitive authoritarianism)と呼ぶ。後述するように、モロッコの選挙には国王や政府による介入や操作がみられるものの、選挙結果は常に変化しているため、選挙自体は機能していると判断できる。それゆえ、モロッコはこれにもあてはまる。

しかし、権威主義と評価される体制で多党制が形成されているのは、モロッコのみである。サルトーリは非競合的システム(権威主義)における政党制を、一党制もしくはヘゲモニー政党制(政権与党以外に有意政党が存在しない、実質的な一党制)としている。もちろん、これは権威主義体制は一党制を形成するというサルトーリの判断によるもので、モロッコの事例はそのような既存のモデルに該当しないとするのも可能である。けれども、「選挙権威主義」の多くの事例は、競合的システムにおける一党優位制であれ、上記ヘゲモニー政党制であれ、政権与党のみが長期にわたり支配政党(dominant party)を維持する選挙結果を示している。

モロッコが、わざわざ人為的に分極的多党制を作らなければならない理由は、どこにあるのか。また、制度的な特徴がない場合、そ

もそも分極的多党制という選挙結果を人為的に作り出すことは可能なのか。筆者が持ったこのような疑問や関心を確認するため、モロッコに分極的多党制はいかなる要因で生じているのか、それは国王の「分断支配」とどのように関係しているのかといった問題を、本稿の主題とすることとした。

本稿の構成は、次節において選挙と政党に関わる史的展開をまとめる。続く第3節では、それに対する既存の研究や評価を整理し、多党制の要因を考察する。そして結論において、分極的多党制に関わる特質を通して、モロッコの民主化と権威主義に対する筆者なりの評価を試みたい。

なお、政党名が多数となるため、その正式名称は文末の表13にフランス語名で記した(アラビア語名は割愛)。フランス語名としたのは、政党の略称がその頭文字を用いているからである。本文では、有意政党の日本語訳名と略称を最初に記し、以後は略称のみを用いた。

2、政治史概観—選挙と政党—

モロッコ最初の政党は、フランス保護領時代の1934年に設立された国民行動連合(Comité de l' Action Nationale)で、これが独立運動の主体となる1943年設立のイスティクラール党PIに発展した。最初の選挙は1947年で、ラバト、フェス、メクネス、カサブランカ、リヨテ港(現ケニトラ)の諮問会議(Assemblée Consultative)に関わるものであった。諮問会議議員にはフランス人とモロッコ人が任命されていたが、そのモロッコ人枠を商工会議所と農業会議所から選挙で選ぶこととなった。その選出議員総数21名のなかで、PIが15名を占めた。1951年、同様の選挙が他の地域の諮問会議にも拡大し

て行なわれたが、PI の影響力が及ばない地方部を含めたため、同党は選挙をボイコットした。[Lawrence 2013: 199、Ashford 1961: 70]

1956年、モロッコはフランス、スペインより独立した。独立運動を主導したPIは、そのままモロッコ最大の政党となった。国王ムハンマド5世はPIに対抗する国王支持政党として、人民運動MP（ベルベル系）や立憲体制擁護戦線FDICを設立させた。一方、PIからは1959年に人民勢力全国同盟UNFPが分離した。1960年、初の地方選挙が行なわれ、PIが獲得議席総数で第一党となった。ムハンマド5世は、同じ年に憲法起草委員会を設置した。しかし、翌61年にムハンマド5世が死去すると、王位を継承したハサン2世は委員会を解散し、少数の専門家とともに自ら憲法案を作成した。国王に大きな権限を認めた憲法案は、翌62年の国民投票で承認され、モロッコで初めての憲法が公布された。議会は二院制で、下院（定数145議席、任期4年）は普通選挙（直接選挙）、上院（115議席、任期6年）は間接選挙（3分の2を地方議会、3分の1を商工会議所などの職業団体から選出）とされた。

1963年、両院の第1回選挙が実施された。下院総選挙の結果は、表1の通りFDICが勝利し、上院でもFDICが115議席中102議席を占めた。しかし、1965年に大規模な反政府暴動が生じ、国王は戒厳令を発して憲法と議会を停止した。1970年、憲法改正により議会は一院制（定数240議席、任期6年）に改められ、その選挙は普通選挙と間接選挙の併用とされた（配分は選挙法により決定）。同年、総選挙が普通選挙90議席、間接選挙150議席（地方議会、商工会議所、農業会議所、技術者会議所、労働組合から選出）で実施さ

れ、国王支持の無所属議員が過半数を占めた（表2）。野党の政党連合であるクトラ（UNFP、PIなど）は、選挙をボイコットした。加えて、議会は翌71年から招集されず、再び停止状態が続いた。

表1 1963年総選挙結果 [Storm 2007:25]

	議席	議席占有率 (%)
FDIC	69	47.6
PI	41	28.3
UNFP	29	20.0
無所属	6	4.1
計	145	

表2 1970年総選挙結果 [Storm 2007:29]

	議席	議席占有率 (%)
無所属	158	65.83
MP	60	25.00
Progrès Social*	10	4.17
PI	9	3.75
CDP	2	0.83
UNFP	1	0.42
計	240	

* 1974年、非合法化されていたモロッコ共産党が進歩社会主義党PPSと改称し、認可された。Progrès Socialはその前身。

1971年、軍による王制打倒を目指すクーデターが生じたが、未遂に終わった。翌72年の憲法改正において、総選挙の配分は普通選挙が3分の2、間接選挙が3分の1と規定され、任期は4年に戻された。改正後、軍のクーデターが再び生じたが、これも未遂に終わった。2度のクーデター未遂の背景には、70年および72年の憲法改正に対する大きな社会的不満があったといわれる。同じ72年、UNFPが革命を目指す急進派と漸進的な改革を志向する穏健派に分裂し、後者は75年に人民勢力社会主義同盟USFPとして分離した。1977年総選挙は、普通選挙176議席、間接選挙88議席で実施された（表3）。国王支持

の無所属議員が過半数となり、議席を獲得した政党ではPIの50議席が最多であった。翌78年、国王は無所属議員に独立国民連合RNIという新党を作らせた。

表3 1977年総選挙結果 [Storm 2007:41-42] (注2)

	直接選挙	得票率	間接選挙	計 (議席占有率)
無所属	81議席	44.7%	57議席	138議席 (52.8%)
PI	46	21.6	4	50 (19.0%)
MP	29	12.4	18	47 (17.9%)
USFP	15	14.6	0	15 (5.7%)
諸派 (5党)	5	6.1	9	14 (5.3%)
計	176		88	264

1980年の憲法改正で、議会定数が42議席増加して306議席となり、議会の任期は再び6年となった。翌81年、RNIの内紛により民主国民党PNDが分離した。さらに、国王はRNIに続き、83年に国王支持の無所属議員に立憲同盟UCという新党を作らせた。1984年、総選挙が普通選挙199議席、間接選挙102議席、海外投票5議席で実施された(表4)。UCとRNIがそれぞれ第一党、第二党となり、PNDも6位に入った。

表4 1984年総選挙結果 [Storm 2007:49]

	普通選挙	得票率	間接選挙	海外投票	計 (議席占有率)
UC	55議席	24.8%	27議席	1議席	83議席 (27.1%)
RNI	38	17.2	22	1	61 (19.9)
MP	31	15.6	16	0	47 (15.4)
PI	23	15.3	17	1	41 (13.4)
USFP	34	12.4	1	1	36 (11.8)
PND	15	8.9	9	0	24 (7.8)
諸派 (6党)	3	1.7	10	1	14 (4.6)
計	199		102	5	306

1978年以降、経済の悪化に起因するデモや暴動が生じるようになる。1983年には対外債務が返済不可能な状態となり、リスク(返済繰り延べ)宣言がなされた。翌84年、モロッコは国際通貨基金(IMF)・世界銀行の構造調整を受け入れた。それに伴う補助金の削減などにより、同年に大規模な物価暴動が生じた。これを契機に、国王や政府はそれまでの強権的な政治手法を次第に見直し始める。(注3) IMF世銀と構造調整受け入れのための交渉を始めた1983年、国王はUSFPに組閣を要請し

たが、拒否される。さらに国王は84年の総選挙後にも、USFPとPIに対し連立内閣参加を要請したが、これも拒否された。

1991年、MPの内紛により人民全国運動MNPが分離した。翌92年憲法改正で議会定数が27議席増加し、普通選挙222議席、間接選挙111議席の計333議席となった。翌93年に総選挙が実施され、確定しなかった14議席(間接選挙)が翌94年の再投票で争われた。表5はその結果である。UCが第一党を維持したが、UCとRNIの議席数は減少し、USFPとPIが議席を伸ばした。国王は、総選挙後にUSFPとPIに組閣を要請するが、これも拒否された。[Storm 2007:166-167]

表5 1993年総選挙結果 [Storm 2007:65]

	普通選挙	得票率	間接選挙	再投票	計 (議席占有率)
UC	27議席	12.8%	27議席	3議席	57議席 (17.1%)
USFP	48	21.6	4	2	54 (16.2)
PI	43	19.4	7	3	53 (15.9)
MP	33	12.1	18	1	52 (15.6)
RNI	28	13.2	13	2	41 (12.9)
MNP	14	10.6	11	—	25 (7.5)
PND	14	8.0	10	—	24 (7.2)
PPS	6	3.9	4	—	12 (3.6)
諸派 (5党)	9	13.5	3	1	13 (3.9)
計	222		97	14	333

*野党のPI、USFP、CDT、UGTMは政党連合のクトラを形成。普通選挙での議席獲得はPIとUSFPのみ。間接選挙ではCDTが4議席、UGTMが2議席獲得したが、選挙の不正に抗議して両党は議席を返上した。
**1994年の再投票は、選挙の不正に抗議して返上された7議席(上記2党の6議席とPPSの間接選挙1議席)と、選挙結果に対する異議申し立てが認められた7議席の計14議席で実施された。

1996年、モロッコにおける民主化の始まりと評価される憲法改正がなされた。二院制が復活し、下院の定数325議席はすべて普通選挙とされ、任期は新たに5年となった(上院は定数270議席で間接選挙、任期9年)。翌97年には、モロッコ初のイスラーム政党である民主立憲人民運動MPCD(1998年、公正発展党PJDに改称)が認可された。同じ97年に小選挙区比例代表制(実質的な小選挙区制)で実施された総選挙の結果は、表6の通りである。USFPがUCを躲して第一党と

なり、国王より党首が首相に任命された(MPCDは9議席)。

表6 1997年総選挙結果 [Szmlka 2010:24]

議席	得票率 (%)	議席占有率 (%)	
USFP	57	13.87	17.53
UC	50	10.16	15.38
RNI	46	11.07	14.15
MP	40	10.34	12.30
PI	32	13.18	9.84
MDS	32	9.46	9.84
MNP	19	6.77	5.84
PND	10	4.24	3.97
諸派 (7党)	39	20.68	12.00
計	325		

1999年、ハサン2世が死去し、現国王のムハンマド6世が即位した。

2002年総選挙は選挙法の改正により、中選挙区比例代表制(295議席)と大選挙区比例代表制による女性枠(30議席)の併用となった。足切り率はともに6%だが、中選挙区の6%は選挙区ごとの投票結果に対する足切り率であり、トルコの中選挙区比例代表制のような全国規模での得票率に対する足切り率ではない。それゆえ、総選挙結果には得票率6%以下の政党も含まれる。

選挙結果(表7)はUSFPが第一党を守り、PIが第二党に入った。PJDは42議席と躍進し、3位となった。この総選挙はモロッコ史上、最も自由な選挙といわれたが、それでもラバトとカサブランカで得られたPJDの10議席程度が、USFPとPIに不正に移される操作が行われ、両党が主導する連立内閣が成立した。[私市2007:283]

続く2007年総選挙では、USFPが後退してPIが第一党となった(表8)。PJDは4議席増やして第二党となったにもかかわらず、イスラーム政党であることを警戒されて、PI主導の連立内閣から除外された。

表7 2002年総選挙結果 [Szmlka 2010:23]

	中選挙区	得票率	大選挙区(女性枠)	計(議席占有率)
USFP	45議席	11.87%	5議席	50議席(15.38%)
PI	44	9.88	4	48(14.77)
PJD	38	9.84	4	42(12.92)
RNI	37	9.23	4	41(12.62)
MP	25	6.56	2	27(8.31)
MNP	16	5.16	2	18(5.54)
UC	14	5.13	2	16(4.92)
FFD	10	4.84	2	12(3.69)
PND	10	4.56	2	12(3.69)
PPS	9	4.54	2	11(3.38)
UD	9	4.04	1	10(3.08)
諸派(11党)	38	20.38	0	38(11.69)
計	295		30	325

表8 2007年総選挙結果 [Szmlka 2010:22]

	中選挙区	得票率	大選挙区(女性枠)	得票率	計(議席占有率)
PI	46議席	10.7%	6議席	11.8%	52議席(16.00%)
PJD	40	10.9	6	13.4	46(14.15)
MP	36	9.3	5	10.0	41(12.62)
RNI	34	9.7	5	10.5	39(12.00)
USFP	33	8.9	5	8.5	38(11.69)
UC	27	7.3	0	—	27(8.31)
PPS	14	3.4	3	6.2	17(5.23)
PND/Al-Ahd	14	3.7	0	5.3	14(4.31)
諸派(12党)	46	25.7	0	27.5	46(14.15)
魁西威	5	1.8	—	—	5(1.54)
計	295		30		325

2008年、国王の盟友であるヒンマ(Fouad Ali El-Himma)により、正統近代党PAMという新党が結成された。ヒンマは2007年まで内務次官を務め、同年の総選挙で無所属議員となっていた。彼は5つの小党をまとめるかたちでPAMを立ち上げたが、そのほかにも他党の名望家(後述)を多数リクルートして態勢を整えた。翌2009年の地方選挙でPAMの得票率は第一位の21.69%に達し、最も多くの地方議会議員(6015議席)を擁する政党となった(第二位はPIで得票率19%、5292議席)。[Eibl 2012:46-49]

2011年「アラブの春」は、モロッコにも大きな政治変化をもたらした。2月20日運動と呼ばれるデモや抗議行動が各地で展開され、国王は憲法改正と総選挙の前倒しでこれに対応した。改正憲法では、アマジク(ベルベル)語の公用語化などとともに、国王は総選挙結果第一党の党首を首相に任命することや、下院定数の70議席増加(中選挙区10議

席増、大選挙区女性枠 30 議席増、立候補者を 40 歳以下とする大選挙区青年枠 30 議席の設置で計 395 議席)が規定された。同年、総選挙が 1 年前倒しで実施され、PJD が第一党となって、その党首を首相とする連立内閣が発足した(表 9)。PAM は初めての総選挙で 47 議席を獲得し、4 位に躍進した。

表 9 2011 年総選挙結果 [Wikipedia 2016A]

	中選挙区	得票率	大選挙区 (女性枠+青年枠)	計 (議席占有率)
PJD	83 議席	22.8%	24 議席	107 議席 (27.09%)
PI	47	11.9	13	60 (15.19)
RNI	40	11.3	12	52 (13.16)
PAM	35	11.1	12	47 (11.90)
USFP	30	8.6	9	39 (9.87)
MP	24	7.5	8	32 (8.10)
UC	17	5.8	6	23 (5.82)
PPS	12	5.7	6	18 (4.56)
議席 (10 党)	17	10.1	0	17 (4.30)
計	305		90	395

2016 年、総選挙が実施された。実施前の選挙法改正により、大選挙区比例代表制は女性枠と青年枠を一つの候補者リストに統合し、足切り率を 6% から 3% に変更した(中選挙区は 6% のまま)。PJD は PAM の猛追を振り切り、第一党を維持して、再度その党首が首相に任命された(表 10)。

表 10 2016 年総選挙結果 [Wikipedia 2016C]

	中選挙区	得票率	大選挙区 (女性枠+青年枠)	計 (議席占有率)
PJD	96 議席	31.63%	27 議席	123 (31.63%)
PAM	81	25.82	21	102 (25.82)
PI	35	11.65	11	46 (11.65)
RNI	28	9.37	9	37 (9.37)
MP	20	6.84	7	27 (6.84)
USFP	14	5.06	6	20 (5.06)
UC	15	4.81	4	19 (4.81)
PPS	7	3.04	5	12 (3.04)
MDS	3	0.75	0	3 (0.76)
FGD	2	0.50	0	2 (0.51)
PUD	1	0.25	0	1 (0.25)
PGV	1	0.25	0	1 (0.26)
計	305		90	395

3、分極的多党制の要因

冒頭で記した国王による「分断支配」と「調停」は、よく知られた [Waterbury 1970] をはじめとして、独立後の早い時期から多くの資料で論じられてきた。その内容は、[Willis

2002] と [白谷 2014] に要領よくまとめられているので、ここでは主として、この 2 つの資料を用いて説明したい。

「分断支配」はモロッコ政治のさまざまな局面に見られるが、選挙と政党にかかわるものとしては、やはり繰り返される新党の設立や政党の分裂が最初にあげられる。[Willis 2002: 7-8、白谷 2014: 105-106] ムハンマド 5 世は、PI に対抗するために FDIC や MP を、ハサン 2 世は国王支持の無所属議員を集めて RNI や UC を作らせ、ムハンマド 6 世の盟友ヒンマは PAM を設立した。これら全国規模の政党以外にも、特定の地域に依拠するような小党が、国王の意向や政府の非公式な支援を受けて数多く設立された。その傾向は、特に 2002 年と 2007 年の総選挙にみられ、それぞれに参加した新党の数とともに 10 党を数えた。政党の分裂に関しては、野党時代の PI からの UNFP の離脱および UNFP からの USFP の離脱に、国王の関与があったといわれている。一方、国王支持の政党にも分裂は生じており、RNI より PND が、MP より MNP が分離している。

また、これらの新党設立や政党分裂には、モロッコの名望家とそれにかかわるパトロン・クライアント関係(クライエンテリズム)が大きく関係している。[Willis 2002: 12-16、白谷 2014: 206-207] 名望家(ザイーム *zaim*、複数形ズアマー *zuama*)とは、主として地方の地主層や名家などの有力者で、その地域住民や援助の対象者にさまざまな影響力を有する者たちを意味する。地方での新党(小党)設立は、この名望家層を核とするものであり、自ら党首となったり、新党を支援したりする役割を果たした。また、名望家層は大政党の幹部クラスにも存在するが、彼らは政府からの引き抜きの対象となり、政党間を移

動したり、政党分裂の主体となったりする例が多い。名望家以外にも、総選挙後に所属政党を変更する議員も多く、モロッコの政党政治に対する不信感を喚起している。[Willis 2007: 9-10、白谷 2014: 105-106]

さらに、選挙制度にかかわる問題も指摘されている。モロッコにおける分極的多党制は、前節での総選挙結果に従えば、1984年から生じている。1996年の民主化まで、総選挙やその結果には国王や政府による操作がなされ、たとえば間接選挙では、当時の野党であるPIとUSFPは少数の議席しか取れなかった。総選挙に対する操作は、民主化後に大幅に減退したといわれるが、今度は2002年総選挙に導入された中選挙区比例代表制に多党制を生み出す要因があるとされる。[Willis 2007: 11、白谷 2014: 206-207] 2002年および2007年の総選挙における中選挙区数は95で、各選挙区の定数は2～5議席、2011年および2016年総選挙における中選挙区数は92で、定数は2～6議席となっている。選挙区の数が多く、議席が細かく配分されている選挙では、より多くの政党に議席獲得の可能性がある、実際の選挙結果もそのようになっている。加えて、モロッコの比例代表制に採用されている最大剰余方式では、剰余議席を商の余りの多い政党に配分するため、小党が下位に当選しやすい。その結果、大政党でも2議席以上の獲得は困難となり、小党に有利な方式とされる。[McFaul and Wittes 2008: 24、Szmolka 2010: 31-33]

また、2007年総選挙でPJDに不利な選挙区再編がなされたことなどから、グリマンダリングの指摘もある。[白谷 2014: 206] 確かに、モロッコでは頻繁に行政区域の改編がなされ、それに伴う選挙区の改編も多い。後述するように、それら選挙区の一票の較差

が非常に大きいため、グリマンダリングがなされている可能性は否定できない。

これらの指摘や評価をまとめれば、国王や政府の介入と国王と関係する名望家のクライエンテリズムにより、新党設立や政党分裂が続き、政党は細分化される。その細分化は、小党に有利な中選挙区比例代表制とグリマンダリングによって、総選挙の結果に反映され、モロッコに分極的多党制が形成され維持されているということになる。

しかし、このストーリーには誤りが存在する。まず、中選挙区比例代表制は小党に有利な選挙制度であるとは言えない。中選挙区の定数が少ない場合、実質的には比例代表制ではない通常の選挙と同じ結果となり、足切り率6%にも意味はない。定数が4～6議席と多い場合、同じ大政党に属する複数の候補者は競合して票を奪い合う必要がなく、逆に下位当選圏に入った小党は6%に抵触する可能性があるため、むしろ大政党に有利な選挙制度といえる。このことは、最大剰余方式であろうがなかろうが、変わりはない。総選挙結果が分極的多党制となる最大の要因は、中選挙区比例代表制という選挙制度にあるのではなく、つねに票が分散される傾向を示す有権者の投票行動にある。

文末の表12は、中選挙区比例代表制が導入されてからの4回の総選挙にかかわる選挙区別の議席獲得政党である。結論から言えば、この選挙結果を人為的に導くことは不可能である。議席を獲得した政党が同じであった選挙区数は、2002年と2007年で3選挙区、2007年と2011年で2選挙区に過ぎないが、2011年と2016年では17選挙区と飛躍的に増加する。2011年総選挙で定数6議席の選挙区が新たに設けられたため、同じ政党から複数の当選者を出す選挙区が、2007年の8

選挙区から 2011 年の 26 選挙区に増加したことは、すでに指摘されている。[白谷 2014: 116] 2011 年では PJD が、2016 年では PJD と PAM が大きな議席数を得ていることから、同じ政党から複数の当選者を出す選挙区や選挙結果が同じである選挙区が、2011 年以降に増えていることは当然のことといえる。

しかし、過去 4 回の総選挙結果に、この 2 点以外のいかなる共通点も特定の傾向や法則性も存在しない。連続 3 回以上の総選挙で同じ結果を示す選挙区（いわゆる無風区）はなく、各選挙区の結果は総選挙ごとに異なっており、ばらばらな状態を示している。いかに分極的多党制とはいえ、それが制度的特徴や政府による操作の結果であるならば、相当数の選挙区に明らかな結果の共通性がみられるはずである。選挙区ごとに毎回異なる操作が行われているにしても、それが選挙結果の大勢に結びつくためには、非常に多くの選挙区をその対象としなければならない。費用対効果を考えれば、そのような操作は現実的ではない。選挙区ごとの操作は、分極的多党制の形成要因とまでは言えず、その第一義的な要因は票が割れる投票行動に求められるべきである。民主化後の最初の総選挙である 1997 年総選挙は、大政党に有利な小選挙区制で実施されたにもかかわらず、その結果は依然として分極的多党制であった（表 6）。このことも、モロッコ特有の投票行動が多党制を形成していることを表している。

グリマンダリングについては、さまざまなケースが想定できる。ただ、モロッコでは選挙における一票の較差が大きく、この問題にグリマンダリングが関連付けられることが多い。そこで、一票の較差とそこでの選挙結果を確認することによって、グリマンダリングの問題を判断することとした。グリマンダ

リングが行なわれていれば、一票の較差に応じた特定の選挙結果が示されるはずである。一般には、一票の価値が高い選挙区が与党に有利となり、低い選挙区は野党に有利となることが予想される。有権者数を確認できなかったため、2007 年総選挙の選挙区ごとの人口を 2004 年人口センサス [Morocco 2015C] で、2011 年総選挙の選挙区ごとの人口を 2014 年人口センサス [Morocco 2015D] で確認し、それを選挙区の定数で割って当選者一人当たりの人口を計算した。表 11 は、それぞれの一票の価値がより高い 3 選挙区とより低い 3 選挙区およびその選挙結果である。

表 11 一票の較差と選挙結果

2004 年国人口 2979 万 2744 人		
2007 年総選挙・中選挙区全定数 (295 議席) の当選者一人あたり平均人口 10 万 0992 人		
選挙区	当選者一人当たりの人口	議席獲得政党
一票の価値が高い選挙区		
アウセルド州選挙区 (定数 2)	1 万 0240 人	MP, PI
ナドール州選挙区 (定数 4)	1 万 1639 人	MP, PND・AHD, PRE, RNI
エルフィダ・メル・スルタン県選挙区 (定数 3)	1 万 1742 人	PI, PJD, UC
一票の価値が低い選挙区		
アイン・シマ・ハイ・ムハマディ県選挙区 (定数 3)	23 万 4601 人	MP, PJD, UC
タンジュ・アシラ県選挙区 (定数 4)	18 万 9873 人	PJD(2), RNI, UC
ベンメシク県選挙区 (定数 2)	14 万 2866 人	PI, UC
2014 年国人口 3376 万 2036 人		
2011 年総選挙・中選挙区全定数 (305 議席) の当選者一人あたり平均人口 11 万 0695 人		
選挙区	当選者一人当たりの人口	議席獲得政党
一票の価値が高い選挙区		
タルフィヤ州選挙区 (定数 2)	6503 人	PI, RNI
アウセルド州選挙区 (定数 2)	8005 人	PI, RNI
アーサ・ザグ州選挙区 (定数 2)	2 万 2060 人	PAM, USFP
一票の価値が低い選挙区		
タンジュ・アシラ県選挙区 (定数 5)	21 万 2060 人	PJD(3), PAM, RNI
シーディー・ベルヌーシー県選挙区 (定数 3)	20 万 9126 人	PJD(2), PAM
インズガン・アイト・メルル県選挙区 (定数 3)	18 万 0229 人	PJD(2), USFP

*アウセルド州は西サハラ地域にあり、タルファヤ州およびアーサ・ザグ州もその人口の一部が西サハラ地域にかかっている。モロッコが実効支配している紛争地であるが、その問題と選挙結果との関係に特殊な点を確認できなかったため、そのままとした。

一票の較差は 2007 年で最大 22.9 倍、2011 年には 32.6 倍となっている。非常に大きな較差といえるが、選挙結果に特段の違いはない。2011 年の一票の価値が低い選挙区で PJD が勝利しているが、この総選挙で同党は全国的に獲得議席を伸ばしているため、その要因をグリマンダリングにのみ求めるわけにはいかない。そのほかの選挙区では、いずれも

親国王の旧与党系、左派の旧野党系、PJDとPAMという新興勢力が混ざり合っている。一票の価値が高い選挙区での国王や政府に有利な選挙結果も、その逆の展開も見いだせない。それゆえ、ゲリマンダリングが行なわれているにしても、それは効果を発揮していないといえよう。(注4)

一方、「分断支配」による新党設立や政党分裂は、政党の細分化をもたらし、分極的多党制が成立する基盤となっている。これは当然、多党制の要因として捉えられなければならない。しかし、ここにも考慮すべき問題点がある。全国的に展開する新党PAMを除き、国王や政府の意向または支援を受けた新党は、特定の地域に依拠するがゆえに、各党の獲得議席が極めて少ない(1～4議席)。これら新党を含めた表4～9の諸派の議席数を、当該総選挙の第一党の議席数に加えても、その議席占有率は30%前後にとどまる。PAMを除く新党が総選挙に参加しなくても、選挙結果は依然として分極的多党制のままなのである。

また、政党分裂に関しては、既述のように国王支持の政党も分裂している。国王や政府がこれらの政党の分裂を望む理由はないので、この分裂は「分断支配」とはかかわりなく生じていると見るべきであろう。もちろん、「分断支配」は強力な政治アクターの出現を阻むものであり、親国王の与党もその例外ではないとの判断も可能である。しかし、モロッコの1970年および1977年の総選挙と同様に、ヨルダン、クウェート、バハレーンの総選挙でも国王支持の無所属が最も多くの議席を占め、議会の最大勢力となっている。[松本2005:63、67-68] これら3カ国の国王はその態勢を現在まで維持しており、国王支持の無所属議員に政党を作らせたのはハサン2世のみである。わざわざ政党を作らせてお

て、自らその分裂を招くようなことをするだろうか。PIやUNFPの分裂には国王・政府の関与があったにせよ、政党の分裂が繰り返される現象自体には、モロッコの政治文化ともいべきより一般的な性向が作用していると考えらるべきであろう。(注5)

新党設立と政党分裂は、分極的多党制の必要条件であっても、十分条件ではない。モロッコにおける分極的多党制の要因は、やはり上記した有権者の投票行動に求められるべきである。それゆえ、冒頭で記した問題関心に則して言えば、分極的多党制は人為的に形成されたものではなく、選挙における民意の反映とみるべきである。モロッコの政治に国王の「分断支配」は確かに存在するが、総選挙の結果である分極的多党制は、それを要因とするものではない。本稿の論述からすれば、多党制という選挙結果を「分断支配」と関連付ける指摘や評価には、モロッコ政治における「分断支配」の強い影響力からくる予断が働いていると考えられる。

既存の研究にも、本稿の見解に近いものがある。[Szmolka 2010:31-33]は、多党制の結果として、①政党が強力な勢力となるために団結することが困難となる、②国王に反対できるような政治勢力出現の可能性が小さくなる、③議会および政府において政党が多数であることは立法・行政の制度を弱め、政党が独立し自律したアクターとなることを困難とする、④選挙における政党数の多さは有権者を混乱させ、不信を引き起こすと述べ、「分断支配」が多党制を作っているのではなく、多党制という選挙結果が「分断支配」を助長しているという逆の展開を示している。また、[Cavatorta 2009]はイスラーム政党と世俗主義政党のイデオロギーや戦略の違いが野党勢力の団結を阻害し、国王による権威主義に

反対する力を削いでいると論じ、[Pellicer and Wittes 2008: 37-38] はPJD 躍進の理由として、従前からの諸政党の非民主的な意思決定や運営、政策の欠如、議会での欠席率の高さ、名望家層の弊害といった問題点を挙げている。これらは国王の「分断支配」よりも、モロッコの諸政党そのものに政党弱体化の責任を求めている。

4、評価と展望

モロッコの権威主義と民主化に関して、1956年の独立から現在までの政治状況を総選挙の展開から考察すれば、それは3期に分けられる。独立から1996年の民主化までは、作為的な選挙制度や総選挙への操作など、権威主義的側面がより強い時期であった。民主化以降は、ムハンマド6世の改革志向なども重なり、国政の正常化とも呼ぶべき自由化の進展があった。しかし、より重要な政治変化は、2007年までの総選挙と2011年以降の総選挙の違いに見てとれる。

2011年総選挙から、同じ政党から複数の当選者を出す選挙区や、議席を獲得した政党が同じになる選挙区が、飛躍的に増加したことはすでに述べた。これにより、PJDは2011年に総選挙史上初めて100議席以上を獲得して第一党となり、それまでの野党から与党となって政権の中心を担った。2016年にはPJDとともにPAMも100議席以上を獲得し、PJDは第一党と政権を維持した。このほかにも、2002年と2007年の総選挙における新党の数がともに10党であったのに対し、2011年総選挙で議席を獲得した新党は3党（PAM以外は各1議席）、2016年ではわずか1党（2議席）にすぎず、新党設立は格段に減少した。これに関連して、総選挙において議席を獲得した政党数は2002年が22党、2007年が20党で

あったのに対し、2011年の18党をはさんで2016年には12党となり、ほぼ半減した。これらの違いは、いったい何を意味しているのだろうか。

PJDはイスラーム政党として、それまでの諸政党とは異なる態勢や政策を有している。その候補者に名望家は少なく、教員などの高学歴の若い人物が多い。選挙戦では反汚職を強調し、実際に地方選挙でPJDが勝利した自治体では、汚職が減少している。[Pellicer and Wegner 2015: 38, 40, 50] PAMもまた、MPやRNI、UCといったそれまでの親国王の政党とは異なる性質を持っている。他党の名望家をリクルートしていることは旧来の政治手法に属するが、設立者であるヒンマが内務官僚として携わった、ハサン2世時代の政治的暴力や抑圧を調査する「公平と和解委員会IER」に関係した人権や左派の活動家がPAMに参加していることは、他党にない特徴となっている。そのほかにも、政府出身のテクノクラートや起業家など、新しいタイプの政治家をそろえ、地方の開発などの政策を掲げている。[Eibl 2012: 46-47, 50-53]

従来の諸政党とは異なるPJDとPAMが、2016年総選挙で第三党に50議席以上の差をつけて上位2党を占めたことは、モロッコの政党制そのものの変化を予感させる。無論、2016年の結果も分極的多党制のままではあるが、少なくとも限定的多党制に向かう過程にあると評価できるのではないか。政党制の変化は今後の総選挙の展開次第であるが、その背景にある政治エリートの変化は、確実に進んでいる。国王支持の政党として作られたMP、RNI、UCなどは、その後長らく連立内閣を構成し、政権を担った。しかし、1996年の民主化後は、翌97年の総選挙でUSFP党首が首相に任命され、それまで野党であった左

派系の政党が連立の軸を担うこととなる。さらに、イスラーム政党として国王・政府や既存の諸政党から強く警戒されていたPJDは、2月20日運動後の2011年総選挙で第一党となり、続く2016年総選挙での勝利を経て、現在も政権与党を続けている。

親国王の政党も左派系の政党も、PJD主導の連立内閣に参加する例はあるものの、明らかに政治の表舞台から後退している。地方のボスといった名望家層に頼らず、高学歴の教員、テクノクラート、社会活動家などの斬新な候補者を擁立するPJDとPAMは、特定のイ

デオロギーを抑えて、有権者の需要に応えることを優先、強調する政党となっている。両党は、国王を支持するのか、国王に反対するのかといった社会的亀裂に依拠する政党ではなく、問題解決型の包括政党を目指しているともいえよう。両党がモロッコ初の包括政党となり、分極的多党制に変化をもたらすことができるか否かは、両党の活動に関わる新しい政治エリートの活躍にかかっていると思う。

表12 2002～2016年選挙区別総選挙結果（議席獲得政党）（注6）

	2002	2007	2011	2016
1、タンジェ・ティトゥワン・エルホセイマ地方				
エルホセイマ州	MNP	FFD	MP	MP
	PI	PI	PAM	PAM
	PND	PND-AHD	PI	PAM
	RNI	RNI	USFP	PI
ティトゥワン州*1	FFD	PJD	PJD	PAM
	PJD	PND-AHD	PJD	PJD
	PND	RNI	PPS	PPS
	RNI	無所属	RNI	RNI
	USFP		USFP	USFP
メディク・フニディク県*1		PND	PAM	PJD
		USFP	PJD	PPS
シェフシャウエン州	MDS	PI	MP	MP
	PND	PJD	PGV	PAM
	RNI	PND	PJD	PI
	UC	UC	PLJS	UC
	USFP			
ファ・アンジャ州	PJD	AHD	PJD	PAM
	UC	RNI	RNI	PJD
タンジェ・アシーラ県	MNP	PJD	PAM	PAM
	PJD	PJD	PJD	PJD
	PJD	RNI	PJD	PJD
	USFP	UC	PJD	PJD
ララシェ州			RNI	UC
	PI	PI	MP	MP
	PJD	PJD	PI	PAM
	RNI	PJD	PJD	PJD
ワッザーン州*2	USFP	RNI	USFP	UC
	MNP	MP	PAM	PAM
	MP	PPS	PI	PI
	PPS	RNI	PJD	USFP
	PSD	UC		

モロッコの多党制 —その特質と要因—

2、東部地方				
ウジダ・アンガード県	MP	MP	PI	PAM
	PJD	PI	PJD	PAM
	RNI	PJD	PJD	PJD
	USFP	RNI	RNI	PJD
ベルカン州	PI	PJD	PJD	PAM
	PSD	PT	RNI	PI
	USFD	USFD	UC	PJD
ナドール州*3	AHD	MP	MP	MP
	PJD	PND-AHD	PJD	PAM
	PPS	PRE	RNI	PJD
	UD	RNI	USFP	RNI
ダリウシュ州*3	PI	PI	MP	MP
	RNI	RNI	PAM	PAM
	UC	UC	RNI	RNI
ジャラーダ州	GSU	PADS-CNI-PSU	PAM	PAM
	PI	RNI	USFP	PI
タウリルト州	PI	MP	PAM	PI
	PND	PNDS-CNI-PSU	USFP	UC
フィギーグ州	GSU	MDS	MP	PAM
	MP	MP	PI	PI
	PI	PI	RNI	PJD
グルシフ州*4	FFD	PADS-CNI-PSU	MP	PAM
	MP	PI	PT	PI
	RNI	RNI		
3、フェス・メクネス地方				
タザ州*4	MNP	FFD	MP	MDS
	PI	MP	PAM	MP
	RNI	PI	PJD	PAM
	USFP	UC	PUD	PI
タウナート州*5			USFP	PJD
	MP	PND-AHD	PI	PAM
	PPS	RNI	PPS	PPS
	RNI	UC	RNI	RNI
	PI	PI	FFD	PAM
	RNI	PPS	PI	PI
USFP	RNI	USFP	PJD	

ムーレイ・ヤアグループ州	FFD	MDS	PI	PAM
	PI	PPS	PI	PJD
	PJD			
フェス県*6	PPS	PI	PI	PAM
	PJD	PI	PJD	PI
	MP	PJD	PJD	PJD
		PPS	USFP	PJD
	PI	PI	PI	PI
	PJD	PJD	PJD	PJD
セフルー州	USFP	RNI	PJD	PJD
		USFP	USFP	RNI
	MNP	MP	PAM	MP
	PI	PI	PPS	PJD
ブルマーン州	USFP	USFP	USFP	USFP
	MP	MP	MDS	MP
	PJD	RNI	MP	PAM
メクネス県*7	USFP	USFP	USFP	PJD
	PJD	PED	MP	MP
	PPS	PI	PI	PI
	USFP	PJD	PJD	PJD
	AHD	PJD	PJD	PJD
	PJD	PND-AHD	RNI	RNI
エルハージブ州	USFP	PRE	UC	UC
	AHD	PI	PJD	PI
	RNI	PI	PPS	PJD
イフレン州	AHD	PPS	MP	MP
	RNI	USFP	PJD	PJD
4、ラバト・サレ・ケニトラ地方				
シーディー・カセム州*2	MNP	MP	AHD	PAM
	MP	RNI	PI	PI
	UD	USFP	PJD	PJD
			PPS	PPS
			UC	UC
ケニトラ州*8	PML	PJD	PEDD	PAM
	PJD	PJD	PJD	PJD
	USFP	UC	PJD	PJD

モロッコの多党制 - その特質と要因 -

		RNI		
	MDS	MP	PJD	PJD
	MNP	PPS	RNI	RNI
	PI	UC	UC	UC
シーディー・スレイマン州*8	MDS	MP	RNI	PJD
	PI	PJD	UC	UC
	USFP	PPS	USFP	USFP
サレ県*9	MP	MP	PAM	PAM
	PJD	PJD	PJD	PJD
	RNI	PJD	PJD	PJD
	USFP	RNI	RNI	RNI
ラバト県*10	PJD	FFD	PI	PAM
	PND	MP	PJD	PJD
	USFP	PJD	UC	PJD
	PI	MP	MP	FGD
	PJD	PJD	PAM	PAM
	RNI	PJD	PJD	PJD
サヒーラート・テマラ県	USFP	RNI	PJD	PJD
	PJD	FFD	PAM	PAM
	PND	MP	PJD	PJD
	USFP	PJD	USFP	PJD
	MP	AHD	PAM	PAM
	PJD	PED	PJD	PJD
ハミーサート州*11	USFP	PJD	PJD	UC
	UC	UC	UC	UC
	MP	ICD	MP	MP
	PI	PPS	PAM	PAM
	USFP	PRE	PJD	PPS
	PI	PI	PAM	MDS
	PI	PPS	PI	PAM
	UD	PI	RNI	RNI
	5、ベニー・メラール・ヘニフラ地方			
ヘニフラ州*12	MNP	MP	MP	MP
	MP	PI	PPS	PI
	PPS	USFP	USFP	USFP
ホリブガ州*13	FFD	PJD	MP	PAM

	PDI	RNI	PI	PI
	USFP	USFP	PJD	PJD
	PI	PJD	PJD	RNI
	PJD	RNI	UC	UC
	USFP	UC	USFP	USFP
ベニー・メラール州*14	PJD	PJD	MP	MP
	PRD	RNI	PAM	PAM
	UD	無所属	PI	PAM
	MNP	PI	PJD	PI
	PND	UC	PJD	PJD
	USFP	USFP	PT	PJD
ファキーフ・ ベンサーレハ州*14	MP	MP	MP	MP
	PND	MP	PJD	PAM
	PSD	PJD	RNI	PJD
	RNI	USFP	USFP	USFP
アジラル州*15	MNP	PED	PA	PAM
	MP	UC	PI	RNI
	PI	USFP	RNI	UC
	ADL	FC	AHD	PAM
	PI	MP	PI	PJD
	RUI	PI	UC	PUD
6、カサブランカ・セッター地方				
ムハマディヤ県	PJD	MP	PJD	MP
	USFP	PJD	PJD	PAM
		RNI	RNI	PJD
カサブランカ県*16				
シーディー・ ベルヌーシー郡	FFD	FFD	PAM	PAM
	PJD	PJD	PJD	PJD
	USFP	RNI	PJD	PJD
アイン・シバア・ ハイ・ムハンマディ郡	MP	MP	PJD	PAM
	PI	PJD	PJD	PJD
	PJD	UC	RNI	PJD
	PJD		UC	RNI
	USFP			
カサブランカ・アンファ郡	PJD	PI	PI	FGD/PSU
	PJD	PRV	PJD	PAM

モロッコの多党制 —その特質と要因—

	RNI	RNI	PJD	PJD
	USFP	USFP	RNI	PJD
ムーレイ・ラシード郡	MP	PJD	PJD	PAM
	PI	RNI	RNI	PJD
	PJD	UC	UC	PJD
アイン・ショク郡*17	FFD	MP	MP	PAM
	MNP	PJD	PJD	PJD
	PI		PJD	PJD
ハイ・ハサニー郡*17	PJD	PI	PI	PAM
	USFP	PJD	PJD	PJD
		RNI	PJD	PJD
エルフィダ・メル・スルタン郡	PJD	PI	PJD	PAM
	PJD	PJD	PJD	PJD
	UC	UC	RNI	PJD
	USFP			
ベンメシク郡*18	PI	PI	PI	PJD
	PJD	UC	PJD	RNI
	PDI		UC	UC
メディオナ州*18	USFP	PI	PAM	PAM
		USFP	PI	UC
ヌワーシル州*19		FFD	PAM	PAM
		MP	PI	PI
		UC	PJD	PJD
ベンスレイマン州	PI	PI	PPS	PI
	RNI	PPS	RNI	PJD
	USFP	USFP	USFP	RNI
セッタート州*20	FFD	MDS	PI	PAM
	MDS	PADS-CNI-PSU	PJD	PI
	MNP	PED	PRE	PJD
	MP	PND-AHD	PT	PPS
	CNI	PI	UC	UC
	PI	PND-AHD	USFP	USFP
	RNI	UC		
ベルシード州*20	PND	PI	PAM	PAM
	RNI	RNI	PI	PI
	USFP	USFP	PJD	PJD

			RNI	RNI
エルジャディーダ州*21	ADL	PJD	MP	MP
	UC	RNI	PAM	PAM
	USFP	USFP	PI	PI
	MNP	MP	PJD	PJD
	PI	PI	PPS	UC
	RNI	RNI	USFP	USFP
シーディー・ ベンヌール州*21	MDS	CNI	PAM	PAM
	MNP	PND	PI	PAM
	PI	PI	PPS	PJD
	PRN	USFP	RNI	RNI
7、マラケシュ・サフィ地方				
サフィ州*22	PI	MDS	MP	MDS
	PJD	PI	PI	MP
	UC	UC	PJD	PAM
	USFP	USFP	RNI	PI
	FFD	MDS	RNI	PJD
	PML	PI	USFP	PJD
	PI	PS		
	RNI	PT		
ユースフィーヤ州*22			PPS	PAM
			RNI	PAM
エルケラア・ スラグナ州*23	FFD	FFD	PJD	PAM
	PML	MDS	PRE	PAM
	UC	PI	RNI	PI
	USFP	USFP	USFP	PJD
ラハムナ州*23	MP	無所属	PAM	PAM
	RNI	無所属	PAM	PAM
	UC	無所属	RNI	PJD
マラケシュ県*24	PI	MDS	PAM	PAM
	PI	MP	PJD	PJD
	UC	UC	PJD	PJD
	USFP			
	USFP			
	MNP	FFD	PAM	PAM
PI	MP	PJD	PJD	

モロッコの多党制 —その特質と要因—

	UD	UC	PJD	PJD
	USFP			
		FFD	MP	MP
		MP	PAM	PAM
		UC	PJD	PJD
エルハウザ州	ADL	FFD	PAM	PAM
	MP	PPS	PI	PI
	PI	RNI	PJD	PJD
	RNI	UC	UC	RNI
シシャーワ州	MNP	MDS	MDS	PAM
	PPS	MP	PI	PAM
	RNI	PPS	PJD	PI
	UC	USFP	RNI	PJD
エッサウイラ州	PI	PADS-CNI-PSU	PEDD	PAM
	PI	PPS	PI	PJD
	RNI	RNI	RNI	PPS
	USFP	USFP	USFP	USFP
8、ドラア・タフィラルト地方				
ミデルト州*12	MPS	PI	MP	PAM
	PED	PRE	PI	PJD
	USFP	USFP	USFP	RNI
エルラシディア州*25	AHD	AHD	PJD	PAM
	PJD	MP	PJD	PGV
	UD	PJD	PPS	PI
	MNP	MP	PT	PJD
	MP	PJD	RNI	RNI
	PPS	PPS		
ワルザザート州*26	PED	MP	PI	MP
	PI	PED	PJD	PAM
	PSD	RNI	PPS	PJD
ティネリール州*26	RNI	UC	PAM	PAM
	UC	USFP	PI	PJD
			PJD	RNI
ザゴラ州	FFD	PI	PAM	PAM
	MP	RNI	PI	PJD
	RNI	USFP	RNI	RNI

9、スース・マサ地方				
タルダント州*27	RNI	PI	PJD	PAM
	UC	UC	PI	PJD
	USFP	UMD	RNI	RNI
	PJD	PI	PAM	PI
	PND	PI	PI	PJD
	PND	PJD	PI	PJD
アガディール・イダ・ ワタナン県	RNI	RNI	RNI	RNI
	MP	MP	PJD	PAM
	PJD	PJD	PJD	PJD
	RNI	RNI	RNI	PJD
インズガン・アイト・ メルール県	USFP	USFP	USFP	RNI
	PJD	PJD	PJD	PAM
	RNI	PT	PJD	PJD
シュトーカ・アイト・ バーハー州	USFP	UC	USFP	PJD
	GSU	PADS-CNI-PSU	PAM	PAM
	RNI	PI	PI	PI
タタ州	USFP	UC	PJD	PJD
	RNI	PI	PI	PI
ティズニット州*28	UD	UMD	RNI	RNI
	PJD	ADL	PI	PJD
	RNI	PJD	RNI	RNI
ティズニット州*28	USFP	USFP	USFP	
	10、グルミーム・ワディ・ヌーン地方			
	シーディー・ イフニー州*28			PJD
		USFP	USFP	
グルミーム州	MP	PS	RNI	RNI
	RNI	UC	USFP	USFP
アーサ・ザーク州	MDS	MDS	PAM	PAM
	PI	PI	USFP	USFP
タンタン州	FC	PI	PI	PAM
	RNI	RNI	RNI	PI
11、ラアユーン・サーキア・エルハムラ地方				
エッセマラ州	MP	MP	PI	PAM
	PRD	PI	RNI	PI
ラアユーン州*29	PI	MP	PI	PAM
	RNI	PI	PI	PI
	UC	USFP	PJD	PJD
タルファヤ州*29			PI	PAM
			RNI	PJD
ブージュドゥール州	PI	PI	MP	PAM
	UC	USFP	PAM	PI
12、エッダーヒラ・ワディ・エッダハブ地方				
ワディ・エッダハブ州	ADL	PI	PJD	MP
	PI	USFP	USFP	PJD
アウセルド州	FC	MP	PI	MP
	PSD	PI	RNI	PAM

モロッコの多党制 ーその特質と要因ー

- *1、メディク・フニディク県は、2004年にティトゥワン州より分離して新設された。
- *2、2007年総選挙まで、ガルブ・シュラルダ・ベニー・ハサン地方（当時）シーディー・カセム州はメシュアラ・ベルクシラ選挙区（定数3）とワッザーン選挙区（定数4）に分かれていたが、2009年にワッザーン選挙区の地域にワッザーン州が新設されてタンジェ・ティトゥワン地方（当時）に編入された。2011年総選挙に際し、定数はシーディー・カセム州が5議席、ワッザーン州が3議席に変更された。ワッザーン州の2003年および2007年の議席は、シーディー・カセム州ワッザーン選挙区の議席獲得政党である。2015年、シーディー・カセム州は新設のラバト・サレ・ケニトラ地方に、ワッザーン州は新設のタンジェ・ティトゥワン・エルホセイマ地方に編入された。
- *3、2007年総選挙まで、ナドール州は北西選挙区（定数4）と南東選挙区（定数3）に分かれていたが、2009年に南東選挙区の地域にダリウシュ州が新設された。ダリウシュ州の2003年および2007年の議席は、ナドール州南東選挙区の議席獲得政党である。
- *4、2007年総選挙まで、東部州（当時）タザ州はタザ選挙区（定数4）とグルシフ選挙区（定数3）に分かれていたが、2009年にグルシフ選挙区の地域にグルシフ州が新設された。2011年総選挙に際し、定数はタザ州が5議席、グルシフ州が2議席に変更された。グルシフ州の2003年および2007年の議席は、タザ州グルシフ選挙区の議席獲得政党である。2015年、タザ州は新設のフェス・メクネス地方に編入された。
- *5、タウナート州の上段はタウナート・テッサ選挙区、下段はカリア・ガフサイ選挙区。
- *6、2002年総選挙まで、フェス・エルメディナ県（定数3）とフェス・エルジャディーダ・ダール・ダビブガ県（定数3）の2県であったが、2004年に統合されてフェス県となり、前者はフェス県北部選挙区（定数4、上段）、後者は南部選挙区（定数4、下段）となった。
- *7、2002年総選挙まで、メクネス・エルイスマイリア州（定数3、上段）とメクネス・エルメンザ州（定数3、下段）の2州であったが、2004年に統合されてメクネス県となり、それぞれ同名の選挙区となった。2011年総選挙の際に2選挙区が廃止され、県が定数6議席の単一選挙区となった。
- *8、2007年総選挙まで、ケニトラ州はケニトラ選挙区（定数3、上段）、エルガルブ選挙区（定数3、下段）、ベニー・ハサン選挙区（定数3）に分かれていたが、2009年にベニー・ハサン選挙区の地域にシーディー・スレイマン州が新設された。シーディー・スレイマン州の2003年および2007年の議席は、ケニトラ州ベニー・ハサン選挙区の議席獲得政党である。
- *9、サレ県の上段はサレ・メディナ選挙区、下段はサレ・エルジャディーダ選挙区。
- *10、ラバト県の上段はラバト・ハバル選挙区、下段はラバト・シェラ選挙区。
- *11、ハミーサート州の上段はハミーサート・ワルメス選挙区、下段はティフレト・ロマーニー選挙区。
- *12、2007年総選挙まで、メクネス・タフィラルト地方（当時）ヘニフラ州はヘニフラ選挙区（定数3）とミデルト・エルクバブ選挙区（定数3）に分かれていたが、2009年にミデルト・エルクバブ選挙区の地域にミデルト州が新設された。ミデルト州の2003年および2007年の議席は、ヘニフラ州ミデルト・エルクバブ選挙区の議席獲得政党である。2015年、ヘニフラ州は新設のベニー・メラール・ヘニフラ地方に、ミデルト州は新設のドラア・タフィラルト地方に編入された。
- *13、2007年総選挙まで、ホリアガ州はワディー・ゼム・ビジャド選挙区（定数3、上段）とウラド・バハル・クバール・ワスガール選挙区（定数3、下段）に分かれていたが、2011年総選挙に際して2選挙区が廃止され、定数6議席の単一選挙区となった。
- *14、2007年総選挙まで、ベニー・メラール州はベニー・メラール選挙区（定数3、上段）、カスパタドラ選挙区（定数3、下段）、ベニー・ムーサー・ベニー・アミール選挙区（定数4）に分かれていたが、2009年にベニー・ムーサー・ベニー・アミール選挙区の地域にファキーフ・ベンサレハ州が新設された。ファキーフ・ベンサレハ州の2003年および2007年の議席は、ベニー・メラール州ベニー・ムーサー・ベニー・アミール選挙区の議席獲得政党である。2011年総選挙に際し、ベニー・メラール州は定数6議席の単一選挙区となった。
- *15、アジラル州の上段はアジラル・デムナテ選挙区、下段はブザー・ワイザート選挙区。
- *16、2015年、それまでのカサブランカ・アンファ県、シーディー・ベルヌーシ県、シーディー・シバア・ハイムハンマディ県、ムーレイ・ラシード県、アイン・ショク県、ハイ・ハサニ県、ベンメシク県、エルフィダ・メル・スルタン県は、新設のカサブランカ県に統合された。選挙区であった各県はそれぞれ郡（arrondissement）となり、そのまま選挙区を維持している。
- *17、2002年総選挙まで、アイン・ショク・ハイ・ハサニ県（定数5、単一選挙区）であったが、2004年にアイン・ショク県（定数2）とハイ・ハサニ県（定数3）に分離された。
- *18、2002年総選挙まで、ベンメシク・メディオナ州（定数4、単一選挙区）であったが、2004年にベンメシク県とメディオナ州（ともに定数2）に分離された。
- *19、ヌワーシル州は、2004年に新設された。
- *20、2007年総選挙まで、セッター州はセッター選挙区（定数4、上段）、ベンハマド選挙区（定数3、下段）、ベルシード選挙区（定数3）に分かれていたが、2009年にベルシード選挙区の地域にベルシード州が新設された。2011年総選挙に際し、セッター州は定数6議席の単一選挙区、ベルシード州は定数4議席の単一選挙区となった。ベルシード州の2003年および2007年の議席は、セッター州ベルシード選挙区の議席獲得政党である。
- *21、2007年総選挙まで、エルジャディーダ州はエルジャディーダ・アズムール選挙区（定数3、上段）、プーアジーズ・ズマムラ選挙区（定数3、下段）、シーディー・ベンヌール・ウラド・フリジュ選挙区（定数4）に分かれていたが、2009年にシーディー・ベンヌール・ウラド・フリジュ選挙区の地域にシーディー・ベンヌール州が新設された。シーディー・ベンヌール州の2003年および2007年の議席は、エルジャディーダ州シーディー・ベンヌール・ウラド・フリジュ選挙区の議席獲得政党である。2011年総選挙に際し、エルジャディーダ州は定数6議席の単一選挙区となった。
- *22、2007年総選挙まで、サフィ州は北部選挙区（定数4、上段）と南部選挙区（定数4、下段）に分かれていたが、2009年に南部選挙区の一部にユースフィヤ州が新設された。2011年総選挙に際し、サフィ州は定数6議席の単一選挙区、ユースフィヤ州は定数2議席の単一選挙区となった。
- *23、2007年総選挙まで、エルケラア・スラグナ州はスラグナ・ザムラン選挙区（定数4）とラハムナ選挙区（定数3）に分かれていたが、2009年にラハムナ選挙区の地域にラハムナ州が新設された。ラハムナ州の2003年および2007年の議席は、エルケラア・スラグナ州ラハムナ選挙区の議席獲得政党である。
- *24、2002年総選挙まで、マラクシュ・エルメディナ州（定数2）、シーディー・ユーセフ・ベンアリー州（定数3）、マラクシュ・メナラ州（定数4）があったが、2004年にこれら3州は新設のマラクシュ県に統合された。マラクシュ県は、マラクシュ・エルメディナ・シーディー・ユーセフ・ベンアリー選挙区（定数3）、メナラ選挙区（定数3）、ゲリーズ・ナヒール選挙区（定数3）に分かれる。2002年の議席の上段はマラクシュ・エルメディナ州とシーディー・ユーセフ・ベンアリー州の議席獲得政党の合計、中段はマラクシュ・メナラ州の議席獲得政党、2007・2011・2016年の議席の上段・中段・下段はそれぞれ上記3選挙区の議席獲得政党である。
- *25、2007年総選挙まで、エルラシディア州はグリス・ティスレト選挙区（定数3、上段）とジズ・タフィラルト選挙区（定数3、下段）に分かれていたが、2011年総選挙の際に定数5議席の単一選挙区となった。
- *26、ティネリール州は、2009年にワルザザート州より分離して新設された。
- *27、タルダント州の上段は北部選挙区、下段は南部選挙区。
- *28、2009年、スース・マサ・ドラア地方（当時）ティズニット州よりシーディー・イフニール州が分離され新設された。2015年、ティズニット州は新設のスース・マサ地方に、シーディー・イフニール州は新設のグルミーム・ワディ・ヌーン地方に編入された。
- *29、タルファヤ州は、2009年にラアウン州より分離して新設された。

表13 政党名リスト

ADL: Alliance des libérés
 AHD: Parti al ahd, Parti al ahd ad democrati (別略称 PAD)
 CDT: Confédération démocratique de travail
 CNI: Congrès national itihadi
 FC: Forces citoyennes
 FDIS: Front pour la défense des institutions constitutionnelle
 FFD: Front des forces démocratique
 FGD: Fédération de la gauche démocratique
 GSU: Parti de la gauche socialiste unifiée
 ICD: Initiative citoyennes pour le développement
 MDS: Mouvement démocratique et social
 MNP: Mouvement national populaire
 MP: Mouvement populaire
 MPCD: Mouvement populaire constitutionnel et démocratique
 MPDC: Mouvement populaire démocratique et constitutionnel
 OADP: Organisation de l'action démocratique populaire
 PA: Parti de l'action
 PADS: Parti de l'avant-garde démocratique et socialiste
 PAM: Parti authenticité et modernité
 PDI: Parti démocratique de l'indépendance
 PED: Parti de l'environnement et du développement
 PEDD: Parti de l'environnement et du développement durable
 PGV: Parti de la gauche verte
 PI: Parti de l'istiqlal
 PJD: Parti de la justice et du développement
 PLJS: Parti de la liberté et de la justice sociale
 PML: Parti marocain libéral
 PND: Parti national-démocrate
 PPS: Parti du progrès et du socialisme
 PRD: Parti de la réforme et du développement
 PRE: Parti du renouveau et de l'équité
 PRV: Parti de la renaissance et de la vertu
 PS: Parti socialiste
 PSD: Parti socialiste démocratique
 PSU: Parti socialiste unifié
 PT: Parti travailliste
 PUD: Parti unité et démocratie
 RNI: Rassemblement national des indépendants
 UC: Union constitutionnelle
 UD: Union démocratique
 UGTM: Union générale des travailleurs du Maroc
 UMD: Union marocaine pour la démocratie
 UMT: Union marocaine du travail
 UNFP: Union nationale des forces populaires
 USFP: Union socialiste des forces populaires

注

1、政治学では、定数1の選挙区を小選挙区制とし、そのほかはすべて大選挙区制とされる。中選挙区制は日本のメディア用語で、一般に政治学の論考では使われない。しかし、モロッコの総選挙は、定数2以上の大選挙区と全国一区の大選挙区の併用で行なわれるため、前者を中選挙区と呼んで後者の大選挙区と区別することとした。それゆえ、本稿では全国一区の選挙区のみを大選挙区とし、国を分割する複数の選挙区で定数が2以上のものを中選挙区とする。レバノンなど、他国の場合にもこれを用いた。

2、議席を獲得する政党数が増加する1977年総選挙(表3)から、獲得議席が10未満の政党を諸派として一括した。ただし、至近の2016年総選挙(表10)は、議席を獲得した政党数が減少したので、そのすべてを記した。

3、経済危機やデモ暴動を背景とした構造調整受け入れが民主化の契機となるプロセスは、エジプトやチュニジア、アルジェリア、ヨルダン、イエメンでも見られる。[松本2015: 47-54]

4、そもそも、ゲリマンダリングは一党優位政党やヘゲモニー政党など、特定の支配政党を形成、維持するためのもので、多党制を導くようなものではない。

5、このほかに、低い投票率にかかわる政治的無関心の問題がある。モロッコの選挙は選挙人登録制度をとっており、登録した有権者数を母数として投票率が示される。一般に登録制度がない選挙よりも投票率は高くなるが、モロッコの場合は非常に低く、投票時の無効票の割合も高い。

1996年民主化以降の総選挙での投票率と無効票の割合は、以下の通り。1997年: 投票率58.3% 無効票14.6%、2002年: 投票率51.6% 無効票15%、2007年: 投票率37% 無効票19%、2011年: 投票率45.40% 無効票22.3%、2016年: 投票率43%。ちなみに2016年の登録選挙人は1570万2592人。[Storm 2007, Szmolka 2010, Wikipedia 2016A/C/D]。

投票率の低さは、政党の細分化による混乱や不信感の表れといわれ、多党制と関連している。[Willis 2009: 66-67, 白谷2014: 105-106] また、有効投票数が少なければ、浮動票が少なくなり、選挙結果が多党制になりやすいとの指摘も可能であろう。しかし、モロッコで低い投票率が実際に多党制を促し

ているかどうかについて確認できなかったの
で、この問題は本稿の論述から除外した。

6、2002年、2007年、2011年の選挙区は、
2016年総選挙の選挙区に即して配置した。
モロッコの選挙区は基本的に州県であり、ほ
かに州県を分割した選挙区がある。しかし、
行政区域の改編が2004年、2009年、2015年
と、表に記した総選挙の合間すべてに実施さ
れたため、選挙区の改編もそれに沿って生じ
ている。州県内の選挙区および州県の改編は
注記で説明した。州県の新設は旧州県内の選
挙区が分離されて新州県となる例、統合の場
合は統合された旧州県が新しい州県の選挙区
となる例がほとんどであるため、区域の厳密
な境界は不明であるものの、地域としての選
挙結果は把握できると判断した。

西サハラでの総選挙は、モロッコが実効支
配している地域のみで実施されている。グル
ミーム・ワディ・ヌーン地方の南部、ラアユ
ン・サーキア・エルハムラ地方の大半、エッ
ダーヒラ・ワディ・エッダハブ地方のすべて
が西サハラに属する。

地名はアラビア語とフランス語双方の表記
および発音があるが、より一般的なものを選
択した。カタカナ表記は現地の発音に準じた。
各選挙区の議席獲得政党は、横並びで比較し
やすいようアルファベット順とした。

選挙結果の出展は以下の通り。2002年総
選挙 [REMLD 2003]、2007年総選挙 [REMLD
2008, Morocco 2015A]、2011年総選挙
 [Morocco 2015B, Wikipedia 2016B]、2016
年総選挙 [Morocco 2016, Wikipedia 2016D]、
2015年に改編された行政区域 [Bū'azāwī
2015]。このうち、2011年総選挙に関しては、
資料間で結果に食い違いが見られる。記載ミ
スや選挙後の党籍移動などが考えられるが、
理由を特定できなかったため、筆者が適当と

判断したものを記した。

参考文献

私市正年 2007 「選挙と政党—民主化を妨
げる多党制—」、私市正年・佐藤健太郎編
著『モロッコを知るための65章』明石書店、
pp. 281-286。

サルトーリ、ジョバンニ (岡沢憲英・川野秀
之訳) 2000 『現代政党学 政党システム論
の分析枠組み』早稲田大学出版部。

白谷望 2014 「モロッコにおける権威主義
体制持続のための新たな戦略——2011年国
民議会選挙と名目的な政権交代」『日本中東
学会年報』30(1)、pp. 95-128。

—— 2015 『君主制と民主主義—モロッ
コの政治とイスラームの現代』風響社。

中川恵 2011 「モロッコ王国」、松本弘編著『中
東・イスラーム諸国 民主化ハンドブック』
明石書店、pp. 16-41。

松本弘 2005 「アラブ諸国の政党制—民主
化の現状と課題—」『国際政治』141、pp. 56-
71。

—— 2015 『アラブ諸国の民主化—2011
年政変の課題—』山川出版社。

Ashford, D.E. 1961 *Political Change in Morocco*,
Princeton: Princeton University Press.

Brumberg, D. 2003 “The Trap of Liberalized
Autocracy”, L. Diamond, M.F. Plattner and D.
Brumberg (eds.), *Islam and Democracy in the
Middle East*, Baltimore: The Johns Hopkins
University Press, pp.35-47.

Bū'azāwī, B. 2015 *al-Maghlīb al-Jihwī wa Rihān
al-Jihwiyyah al-Mutaqaddimah*, Sale: EMALIV.

Cavatorta, F. 2009 “Divided They Stand, Divided
They Fail: Opposition Politics in Morocco”,
Democratization, 25(2), pp.187-203.

Eibl, F. 2012 “The Party of Authenticity and

Modernity (PAM): Trajectory of a Political *deus ex machina*”, *Journal of North African Studies*, 17(1), pp.45-66.

Garcia, B.L. 2000 *Marruecos político: Cuarenta años de procesos electorales (1960-2000)*, Madrid: Centre de Investigaciones Sociológicas.

Lawrence, K.A. 2013 *Imperial Rule and Politics of Nationalism: Anti-Colonial Protest in the French Empire*, Cambridge: Cambridge University Press.

McFaul, M. and Wittes, T.C. 2008 “The Limits of Limited Reforms”, *Journal of Democracy*, 19(1), pp.19-33.

Maghraoui, D. 2013 “Constitutional Reforms in Morocco: between Consensus and Subaltern Politics”, (ed.) Joffé, G., *North Africa's Arab Spring*, New York: Routledge, pp.175-195.

Morocco 2015A “a‘dā’ majlis al-nuwwāb – al-wilāyah al-tashrī‘iyyah 2007-2012” (モロッコ下院 2007年総選挙当選議員一覧), <http://www.chambredesrepresentants.ma/en/parliamentarians-archive>, 2016年11月20日閲覧。

——— 2015B “a‘dā’ majlis al-nuwwāb – al-wilāyah al-tashrī‘iyyah 2011-2016” (モロッコ下院 2011年総選挙当選議員一覧), <http://www.chambredesrepresentants.ma/ar/%D8%AF%D9%84%D9%8A%D9%84-D8%A3%D8%B9%D8%B6%D8%A7%D8%A1-%D9%85%D8%AC%D9%84%D8%B3-%D8%A7%D9%84%D9%86%D9%88%D8%A7%D8%A8>, 2015年11月20日閲覧。

——— 2015C “Recensement général de la population et de l’habitat 2004” (モロッコ高等計画庁 2007年人口センサス), http://www.hcp.ma/Recensement-general-de-la-population-et-de-l-habitat-2004_a633.html, 2015年12月6

日閲覧。

——— 2015D “Recensement Général de la Population et de l’Habitat 2014” (モロッコ高等計画庁 2014年人口センサス), http://rgph2014.hcp.ma/downloads/Publications-RGPH-2014_t18649.html, 2015年12月6日閲覧。

——— 2016 “natā’ij al-intikhābāt al-tashrī‘iyyah 2016”, (モロッコ選挙管理委員会 2016年総選挙結果) <http://www.election.ma/elections/legislatives/resultats.aspx>, 2016年11月15日閲覧。

Pellicer, M. and Wegner E. 2015 “The Justice and Development Party in Moroccan Local Politics”, *Middle East Journal*, 69(1), pp.32-50.

REMALD1998 *Kullu Shay’ ‘an al-Intikhābāt al-Tashrī‘iyyah 97*, Rabat: REMALD.

——— 2002 *al-Dalīl al-Qānūnī li Intikhāb A ‘dā’ Majlis al-Nuwwāb*, Rabat: REMALD.

——— 2003 *Kullu Shay’ ‘an Iqtirā’ 27 Shitnbar 2002 li Intikhāb*, Rabat: REMALD.

——— 2007 *al-Dalīl al-Qānūnī li Intikhāb al-Tashrī‘iyyah -Majlis al-Nuwwāb- 7 Shitnbar 2007*, Rabat: REMALD.

——— 2008 *Kullu Shay’ ‘an al-Intikhābāt al-Tashrī‘iyyah li 7 Shitnbar 2007*, Rabat: REMALD.

——— 2011 *al-Dalīl Intikhāb A ‘dā’ Majlis al-Nuwwāb - Iqtirā’ 25 nūnbar 2011-*, Rabat: REMALD.

Storm, L. 2007 *Democratization in Morocco: the Political Elite and Struggles for Power in the Post-Independence State*, Routledge.

Szmolka, I. 2010 “Party System Fragmentation in Morocco”, *The Journal of North African Studies*, 15(1), pp.13-37.

Wikipedia 2016A “Moroccan general election, 2011”, https://en.wikipedia.org/wiki/Moroccan_

general_election_2011, 2016年11月14日閲覧。
——— 2016B “Élections législatives marocaines de 2011 », https://fr.wikipedia.org/wiki/%C3%89lections_l%C3%A9gislatives_marocaines_de_2011, 2016年11月14日閲覧。
———2016C “Moroccan general election, 2016”, https://en.wikipedia.org/wiki/Moroccan_general_election_2016, 2016年11月14日閲覧。
——— 2016D “Élections législatives marocaines de 2016 », https://fr.wikipedia.org/wiki/%C3%89lections_l%C3%A9gislatives_marocaines_de_2016, 2016年11月14日閲覧。
Willis, M.J.2002 “Political Parties in the Maghreb: the Illusion of Significance”, *Journal of North African Studies*, 7(2), pp.1-22.
——— 2009 “Islamism, Democratization and Disillusionment: Morocco’s Legislative Elections of 2007”, *Journal of Development Alternative and Area Studies*, 28(2, 3, 4), pp.51-71.
Zerhouni, S.2008 “The Moroccan Parliament”, (eds.) Lust-Okar, E. and Zerhouni, S., *Political Participation in the Middle East*, Boulder: Lynne Rienner, pp. 217-237.